

「高須台町内会ホームページ」管理運用規程

「高須台町内会ホームページ」(以下 HP)の管理運用に関して必要な事項を定める。

1、HP 運用の目的

従来の回覧(紙)方式の情報伝達に加え、インターネットを利用した HP により、高須台町内会の運営や活動状況などを町内住民へ情報提供を行い情報の共有化を図ると共に、町内住民間やコミュニティとの交流に役立つ情報の発信を行う。

2、HP 運用の業務

適切な HP の運用がされる様、高須台町内会「広報委員会」の業務とし、次の業務を行う。

- ① HP の管理運用に関すること。
- ② HP の掲載内容に関すること。
- ③ 人権尊重及び個人情報の保護に関すること。
- ④ 知的所有権に関すること。

3、HP 管理運用に関する体制

- ① HP 管理責任者(一名)は、高須台町内会長とする。
- ② HP 運用責任者(一名)は、高須台町内会広報委員会委員長とする。
- ③ HP 運営委員(若干名)は、高須台町内会広報委員と、町内会副会長会で了解が得られた協力者等とする。
- ④ 掲載するコンテンツの提供者として、町内会各委員・町内各種団体・運営協力者等の協力を得るものとする。

4、HP 管理責任者、運用責任者、運営委員の役割

- ① 管理責任者は、HP の管理を行う。
- ② 運用責任者は、HP の更新、削除等のアクセス権を持ち、運用にあたる。
但し、掲載の内容については、管理責任者に承認を得るものとする。
町内会会員からの意見、要望、提案を受け入れ、使いやすく、最新情報となるよう HP を維持する。
- ③ 運営委員は、情報の収集、掲載内容の検討、HP の構成と作成に必要な実務を担当する。定期的バックアップを行い、公開コンテンツ破壊に備える。

5、HP 運営に必要な経費の処理

- ① HP 運営に関わる費用は町内会が負担する。
- ② HP サーバー(HP 維持や利用に関するアドバイスを含む)は、広島市(市民局)の無償提供「こむねっとひろしま」を利用する。

6、個人情報・知的所有権の保護

HP に情報を掲載する場合は、人権尊重、個人情報、著作権等の知的所有権の保護等に十分注意をすること。

- ① 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日等個人情報は原則的に公開しない。
(ただし、氏名については本人の許可を得て掲載することができる)
- ② 著作権等に係わる知的所有権を HP 上に掲載する場合は、必ず知的所有権者の了解を得て行う。また、知的所有権の所在を明記する。
- ③ HP 掲載内容のすべては高須台町内会に帰属し、複製・改変・流用は一切認めない。ただし、個人的閲覧・印刷は可とする。
- ④ 削除・内容変更の申し出があった場合は、すみやかに対応する。
- ⑤ 顔写真は、たくさんの人が写っている写真を掲載することとする。ただし、了解が得られた場合この限りではない。

7、禁止事項

以下に掲げる内容は、HP に掲載しない。

- ① 第三者の誹謗中傷、第三者に不利益をもたらすもの。
- ② 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの。
- ③ 法律に違反するもの。
- ④ 営利を目的としたもの。
- ⑤ 政治活動や宗教活動に係るもの。

8、規程の改廃

本規程の改定・廃止は町内会の副会長会にて協議の上決定される。

以上

附則

ルールとして、「町内会の会計や名簿・議事録等役員だけの共有情報は暗号処理(ID,PW)により保護する。」

本規程は令和元年 10 月 4 日より施行する。